

指定学校変更審査基準

平成15年10月1日
三戸町教育委員会

学校教育法施行令第8条に基づく指定学校の変更申し立てに対する審査は、次の3条件を満たし、かつ下表に該当する場合はこれを承諾する。

《条件》

- 1 保護者が指定学校変更後の通学経路・通学方法を明確にした上で、通学途上の安全について責任をもつことを承諾すること。
- 2 学校施設の運営上問題がないと判断されること。
- 3 教育委員会が必要と認めた書類等が添付されていること。

| 区分 | 内 容 | 許 可 期 間 | 添付書類 |
|--------------------------------------|--|------------------------------|----------------------------------|
| 1. 町内で転居した場合 | 現籍校に引き続き就学する。 | 卒業までの期間。 | なし |
| 2. 今後1年以内に三戸町内で他の通学区域に住居を定めることが確実な場合 | 当該通学区域の学校に就学する。 | 転居までの期間。 (原則1年以内。) | 建築確認書・売買契約書・工事契約書・譲渡決定通知書・賃借契約書等 |
| 3. 病気治療又は心身上的理由がある等、教育上の配慮を要する場合 | 就学可能な学校へ就学する。 (最寄りの特殊学級設置校への就学等) | 診断書又は学校長の所見に基づく期間。 | 医師の診断書又は学校長の意見書等 |
| 4. 共働き家庭・ひとり親家庭・自営業等の場合 | 下校後の児童の預り先または店舗等の所在地の通学区域の学校に就学する。 | 項目にある状況が継続する間。 (卒業までの期間。) | 在勤証明書・預り先の承諾書・店舗の所在地を確認できる書類等 |
| 5. 指定学校変更許可を受けている兄弟姉妹がある場合 | 当該兄弟姉妹と同じ学校へ就学する。 | 卒業までの期間。 | なし |
| 6. その他教育委員会が認める場合 | 児童生徒の適切な保護監督、地理的条件、教育的配慮を要する等、総合的に勘案して決定する。(いじめ、不登校等。) | その都度定める。 | 教育委員会が指示するもの |